

福井市吹付けアスベスト調査事業補助要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内に存する民間建築物についてアスベストの使用実態を把握し、アスベストによる被害の未然防止を図るため、アスベスト含有の有無等に係る調査に対して本市が実施する補助金の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- （2）アスベスト調査 吹付け建材に係るアスベスト含有の有無又は含有している場合の含有の量を分析により調査することをいう。
- （3）吹付け建材 石綿が含有されている吹付け又はその疑いがある吹付けをいう。
- （4）民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらに準ずる者の所有に属する建築物以外の建築物をいう。
- （5）建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」とい

う。) は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

(1) 本市に所在する建築物であること。

(2) 吹付け建材が施工されていること。

(3) アスベスト調査に関し、補助金等の交付を受けていないものであること。

(4) 福井市が管理するアスベスト調査台帳に記載されていること。

(補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者 (当該建築物が区分所有されている場合にあっては、建物の区分所有等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 6 9 号) 第 3 条に規定する団体)

(2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第 5 条 補助の対象となる事業 (以下「補助事業」という。) は、補助対象建築物において行うアスベスト調査とする。

2 前項のアスベスト調査は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定に対応できる分析機関」又はそれと同等の能力を有すると認められる機関であること。

(2) 分析方法は、J I S A 1 4 8 1 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」又はそれと同等以上の精度を有すると認められる方法であること。

(3) 建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき、実施するも

のであること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用の額から消費税及び地方消費税額を除いた額とする。ただし、補助金の限度額は、補助対象建築物1棟につき25万円とする。

- 2 この要綱による補助金の交付については、原則として補助対象建築物1棟につき1回限りとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、福井市吹付けアスベスト調査事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、福井市吹付けアスベスト調査事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、福井市吹付けアスベスト調査事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（分析調査の実施）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）は、速やかに分析調査に着手するものとし、交付決定の内容及びこれに付した条件に従い分析調査を行わなければならない。

（補助事業の内容の変更）

第 10 条 交付決定者は、補助金交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、福井市吹付けアスベスト調査事業補助金交付変更申請書（様式第 4 号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めたときは、福井市吹付けアスベスト調査事業補助金交付変更決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知する。

（完了実績報告）

第 11 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに、福井市吹付けアスベスト調査事業完了実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し

（2）アスベスト調査の実施に関して分析機関と締結した契約書等の写し

（3）領収書等アスベスト調査に要した費用を支払ったことが分かる書類の写し

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 12 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書の内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額

を確定し、その旨を当該交付決定者に福井市吹付けアスベスト調査事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により補助金交付額確定通知を受けた者は、福井市吹付けアスベスト調査事業補助金交付請求書（様式第8号）により、確定通知書を受けた日の属する年度の3月31日までに市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定の後、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2）不正な手段により交付決定を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福井市吹付けアスベスト調査事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知する。

（補助金の返還）

第 1 6 条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の保存）

第 1 7 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の実施に関する書類等を当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 1 8 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。